

## 横手市運転免許証自主返納サポート事業「横手市公共交通利用回数券」について

- 運転免許証を自主返納した横手市在住の方にご利用いただいている「横手市公共交通利用回数券」に関して、介護タクシーを運行している2事業者を新たに回数券利用可能な事業者として追加することについてご了承いただきたい。

### 1)「横手市公共交通利用回数券」の概要

- 回数券事業の開始時期  
平成30年4月開始
- 回数券の配布
  - ・対象者：平成30年4月1日以降に運転免許証を自主的に返納した横手市在住の方
  - ・配布方法：「運転免許証の取消通知書」のコピーを添付して申請し、簡易書留にて受取
  - ・配布金額：12,000円分（100円券×120枚）
- 回数券の利用（利用できる公共交通）
  - ・路線バス、循環バス（羽後交通）
  - ・タクシー、デマンド交通（市内タクシー事業者8社）
  - ・代替交通、自家用有償（大森線、湯沢沼館線、睦合線、上畑線、柏木・大森病院線）

### 2)利用対象事業者追加に関する検討の経緯

市民の方から横手市公共交通利用回数券について「介護タクシーも対象としてほしい」旨のご要望を頂戴した。

### 3)新規に追加したい事業者について

- 新規に追加したい2事業者
  - ・大森産業（介護車こすもす）  
事業所所在地：横手市大森町 軽ワゴン車1台で運行
  - ・オレンジケアサービス  
事業所所在地：横手市十文字町 ワゴン車1台で運行
- 通常のタクシーとの違い  
「一般乗用旅客運送事業（福祉輸送事業限定）」の許可で運行しており、利用者は原則として身体障害者手帳の交付を受けている者、要介護認定を受けている者、単独での移動が困難な者であって単独でタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な者等に限られる。

○ 運賃について

タクシーメーターを設置し、距離運賃にて運行している。

※上記2事業者に対しては事前に回数券事業の趣旨をご説明し、協議会にて決定いただいた場合回数券の利用対象となることについてご了承をいただいております。

#### 4) 追加となった場合の今後の動き

---

---

○ 市民の皆様への周知について

市報令和2年12月号にて回数券の存在の周知も兼ねて事業者が追加になった旨を掲載することで、これから申請される方だけでなく、既に回数券を受け取られてご利用いただいている方へも周知する。